

は石雄の行動を誤りたるものに外ならず、されば烏介の牙營の位置に就きては、恐らく何かの理由によりて誤を傳へたるものなるべく、余輩は舊書の此の一節に就きては全く信を措く能はず、白鳥博士は其の室韋考(三二二)に於て此の文を引き、烏介の營を置きたりといふ幽州界を去る八十里の地を、古北口、或は大水峪の北を去る八十里の地點ならんと推察せられたれども、此の如きは舊唐書本傳以外の史書の記載に注意を拂はれざりし結果に外ならざるべく、余輩の賛する能はざる所なりとす。

此の如くにして會昌三年正月烏介可汗の敗北し、回鶻の勢力の根本が覆さるゝや、其の結果は直に永く唐にありて横暴を極めたる回鶻人の上に及び、唐は始めて此等の回鶻人の處置を講ずるに至れり、舊唐書本紀によれば此の年二月の條に、武宗宣政殿に御するや

百寮稱賀(三二三)、制曰……其廻紇既以破滅義在剪除、宜令諸道兵馬使、同進討河東、立功諸將士已下、優厚賞給、續(三二四)〔次〕條疏處分、應在京外宅及東都修功德廻紇、並勒冠帶、各配諸道收管、其廻紇及摩尼寺莊宅錢物等、並委功德使(三二五)、以御史臺及京兆府、各差官、點檢收抽、不得容諸色人影占、犯者並處極法、錢物納官、摩尼寺僧委中書門下、條疏聞奏

と見え、新唐書回鶻傳に

詔回鶻功德使、在二京者悉冠帶之、有司有摩尼書若象、燒于道、產貨入之官

と記せるものは、即ち此の際に發せられたる詔を録したるものに外ならず、回鶻に於る摩尼教に就きては、既に Chavannes, Pelliot 兩氏の論述せる所に殆ど委曲を盡したれば、茲にはすべて省略に従ふべきが、其の信仰は獨り